

関係者各位

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

(都市デザイン担当)

(担当：小林、井上)

075-222-3474

景観完了手続における電子申請の試験導入について（お知らせ）

平素は京都市の景観行政に御協力いただきありがとうございます。

景観政策課では、申請者及び市職員双方にとって効率化を図ることを目的に、事前協議（景観デザインレビュー）において、本年4月から電子申請を本格的に導入いたしました。

さらに、景観法及び京都市市街地景観整備条例並びに京都市眺望景観創生条例に基づく手続についても、電子申請の導入を検討しております。

まずは、京都市市街地景観整備条例及び京都市眺望景観創生条例の完了手続（以下、「景観完了手続」といいます。）にて、電子申請を試験的に導入し、課題や改善点を抽出いたしますので、電子申請に御協力の程、宜しくをお願いいたします。

1 概要

(1) 用いるシステム

京都府・市町村共同窓口サービス（e-TUMO APPLY）

(2) URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-34-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市情報館：景観 HP 内にて令和8年10月1日に公開します。

(3) 対象となる手続

ア 京都市市街地景観整備条例第8条第1項及び第17条第1項の規定に基づく行為完了届

イ 京都市眺望景観創生条例第10条第1項及び第13条第3項において準用する第10条第1項の規定に基づく行為完了届（景観計画区域及び景観地区内に限る）

(4) 電子申請を開始する日時

令和8年10月1日（木）9時より

(5) 申請のイメージ

ア システム上で必要事項を入力し、提出書類のデータを添付することで届出ができます。

イ 修正事項がある場合は、システム上で通知します。通知内容は、登録いただいたメールアドレスへ通知されます。

ウ 適合証及び検査済証は、システム上でのデータ交付となります。

2 スケジュール

令和8年10月1日 景観完了手続の電子申請試験導入

令和9年 2月上旬 利用者に向けたアンケート実施

令和9年 4月上旬 景観完了手続の電子申請本格導入

3 紙申請からの変更点

電子申請の場合は、適合証及び検査済証への京都市長印の押印を省略いたします。

※ 今後変更になる可能性があります。